

④ 使用人兼務役員に対する超過勤務手当

Q : 使用人兼務役員に対する超過勤務手当は、以前は損金算入できていましたが、税制改正後は損金算入できなくなったのですか？

A : 損金算入できるようです。

【解説】

役員がその役員に対して月棒、年棒等のほかに歩合給若しくは能率給又は超過勤務手当(使用人兼務役員に対する超過勤務手当に限る)を支給している場合において、その支給が使用人に対する支給基準と同一の基準によっているときは、これらの給与は損金に算入することができるとする通達が以前ありましたが、平成18年度の役員給与の改正に伴い、この規定が削除されました。

改正の内容から、歩合給や能率給が損金算入できないというのはわかるのですが、使用人兼務役員に対する超過勤務手当については損金算入できる余地があるのではと、実務面から疑問の声が上がっていました。

これに対して、国税庁では、以前からあった取扱通達は、役員に対する給与等の取扱いであるので、これを廃止したからといって、使用人兼務役員の使用人としての地位に基づいて支給されるものにまで及ぶものではないとの見解を出しています。

したがって、使用人兼務役員に対する超過勤務手当については、従来どおり、他の使用人に対する支給基準と同一の基準で支給されていれば、損金算入が認められるものと思われれます。

